

## 環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和5年2月分）

### ◆ 対応事例

#### 対応事例 1

件名	石綿含有産業廃棄物の管理責任者について
概要	石綿含有産業廃棄物を処理したいと考えています。環境省が策定している『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』に、「(廃石綿等を生ずる事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置) に準じ、管理責任者を明確にするとともに管理体制を整備する」と記載があります。この場合、「管理責任者」は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格が必要なのでしょうか。
対応	<p>お尋ねの「石綿含有産業廃棄物」については、特別管理産業廃棄物には該当しないため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格は必要ありません。</p> <p>東京都においては、廃棄物条例第14条において「産業廃棄物管理責任者」の選任の規定を設け、事業場ごとに選任しなければならないとしていますが、選任に関する届出等の手続は不要です。</p>